

登録者等処分規程 処分基準

表 1. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触又は身体への直接的な加害を伴う遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
被害者が傷害を負わなかった	資格停止 6 か月／活動禁止 6 か月
被害者が全治 2 週間の傷害を負った	資格停止 1 年／活動禁止 1 年
被害者が全治 1 か月の傷害を負った	資格停止 2 年／活動禁止 2 年
以下のいずれかに該当する ①被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②被害者を死に至らしめた ③被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ④被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った ⑤その他被害者の心身に重大な障害を与えた ⑥刑事処分をされた	資格取消／無期の活動禁止
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む）</p> <p>⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか）</p> <p>⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等</p> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合</p>	
<p>備考（適用条項）</p> <p>登録者等処分規程第 3 条第 1 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 暴力・暴行その他の身体的虐待 ・ (5) パワー・ハラスメントの一部 ・ (6) アルコール・ハラスメントの一部 ・ (7) その他のハラスメントの一部 <p>が該当するが、これに限らない</p> <p>※(3) 性的虐待及び(4) セクシュアル・ハラスメントを除く</p>	

表2. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
1回又は2-3回の軽微な行為であり、かつ被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	注意
継続的又は重大な行為であり、かつ、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	嚴重注意
行為の内容にかかわらず、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止1年／活動禁止1年
行為の内容にかかわらず、以下のいずれかに該当する ①被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②被害者を死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消／無期の活動禁止
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合、加害行為によって被害者またはその親族等の進学・就職等私生活に支障が出ている場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	
備考（適用条項） 登録者等処分規程第3条第1項 ・(2) 暴言（被害者本人のみならずその親族に関する暴言も含む）その他の精神的虐待 ・(7) その他のハラスメントの一部 ・(10) 差別的言動 ・(8) 無視・ネグレクト ・(14) 名誉毀損 ・(5) パワー・ハラスメントの一部 ・(15) プライバシー侵害 ・(6) アルコール・ハラスメントの一部 が該当するが、これに限らない ※(3) 性的虐待及び(4) セクシュアル・ハラスメントを除く	

※本表の違反行為には、個人の能力を貶めるような言動、指導の範囲を超えて練習中や試合中のミスを責めるような言動、被害者の進学や就職、他のスポーツクラブ等への移籍等を妨害する行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為、安全配慮義務違反、高温注意情報が出ている時の無理な練習、水分を摂取させない等も含まれる。

表 3. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、性的虐待（*1）、セクシュアル・ハラスメント

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
環境型セクシュアル・ハラスメント（*2）行為により、スポーツ活動に支障が生じた	資格停止 6 か月／活動禁止 6 か月
特定の被害者に対するセクシュアル・ハラスメント行為であり、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	資格停止 1 年／活動禁止 1 年
特定の被害者に対するセクシュアル・ハラスメント行為により、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 2 年／活動禁止 2 年
以下のいずれかに該当する ①性的虐待行為を行った ②被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ③被害者を死に至らしめた ④被害者の心身に重大な障害を与えた ⑤刑事処分をされた	資格取消／無期の活動禁止
<p>＜考慮すべき要素＞</p> <p>①違反行為の態様（身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響（保護者に対するセクハラにより、その子のスポーツ活動に支障が生じた場合等）を含む）</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、性加害に関するカウンセリングや治療を受けている等</p>	
<p>備考（適用条項）</p> <p>登録者等処分規程第 3 条第 1 項</p> <p>・ (3) 性的虐待 ・ (4) セクシュアル・ハラスメント</p>	

*1：性的虐待

刑法第 176 条～第 179 条の行為及びそれに準じる行為。

*2：環境型セクシュアル・ハラスメント

特定の被害者が存在せず、スポーツ活動を行う環境に対するセクシュアル・ハラスメント行為。

表 4. 教唆・幫助・放置

第三者が登録者等処分規程第 3 条第 1 項 (1) ～ (15) 又は第 2 項 (1) ～ (4) に定める行為を行った場合に教唆（第三者をそそのかし加害行為を実行させること）し、幫助（第三者の加害行為の実行を容易にさせること）し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
第三者の行為を回避させる義務が生じているにもかかわらず、第三者の行為を放置したにとどまる	第三者に対する処分を軽減した処分 (第三者の行為が「資格停止」／「有期の活動禁止」であれば、その 2 分の 1 程度の期間を基準とする。第三者の行為が「資格取消」／「無期の活動禁止」であれば、3 年を基準とする。)
第三者の行為を幫助した	第三者と同等の処分か、第三者に対する処分を軽減した処分 (第三者に対する処分を軽減した処分とする場合、第三者の処分が「資格停止」／「有期の活動禁止」であれば、その 3 分の 2 程度の期間を基準とする。第三者の行為が「資格取消」／「無期の活動禁止」であれば、4 年を基準とする。)
第三者を教唆した	第三者と同等以上の処分
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ①第三者の違反行為の態様（指導との関連性、違反行為の時間、場所、継続性） ②第三者の違反行為に対する認識 ③加害者と第三者の地位、経験、年齢、能力の差 ④加害者の第三者の行為を回避させる義務の程度、関与の程度 ⑤加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑥被害者の言動、態度等 ⑦加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素（処分内容を重くする） 過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合 	
<p>備考（適用条項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者等処分規程第 3 条第 2 項 (5) 第三者が前項各号又は前各号に定める行為を行うことを教唆し、幫助し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと 	

表 5. 所属クラブ・チーム等における各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っ ていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかつ た	資格停止 1 年／活動禁止 1 年
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止 2 年／活動禁止 2 年
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	資格取消／無期の活動禁止
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（程度、回数や継続性、被害額等）</p> <p>②加害者の地位・立場</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む）</p> <p>⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チ ーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑥加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素（処分内容を重くする） 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多 数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い 場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等</p> <p>○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等</p>	
<p>備考（適用条項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者等処分規程第 3 条第 2 項 (2) 登録者等としての職務又は地位を利用して自己又は第三 者の利益を図り、若しくは第三者を害すること ・登録者等処分規程第 3 条第 2 項 (3) 登録者等としての職務又は地位に関連して受領する補助 金に関連して、要綱等に違反し、又は不正を行うこと 	

表 6. 注意又は厳重注意を受けた登録者等が、本会が指定する期間内に再教育プログラムを修了しないこと

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
注意又は厳重注意を受けた登録者等が、原則 6 か月以内に再教育プログラムを修了しなかった	資格停止 3 か月／活動禁止 3 か月
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意によるものか、過失によるものか）</p> <p>②行為者の地位・立場</p> <p>③違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む）</p> <p>④行為者の動機、違反に至る経緯</p> <p>⑤行為者の事後の対応（反省、関係者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○他に違反行為がない場合、一律に本処分基準に従った処分を行う</p>	
<p>備考（適用条項）</p> <p>登録者等処分規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 条第 2 項第 6 号 前項各号又は前各号に定めるもののほか、各種法令及び本会が定める規程に違反すること ・ 第 27 条第 2 項及び第 31 条第 2 項 	